

令和7年度 第1回 小田原市固定資産評価審査委員会 議事録

- 1 日時 令和7年11月18日（火）午前9時30分から午前9時50分まで
- 2 場所 小田原市役所本庁舎 4階 議会会議室
- 3 出席者 小田原市固定資産評価審査委員会委員（3）
- 委員長 小柴一彦
- 委員（委員長職務代理） 田中恵利子
- 委員 村松謙
- 事務局（4）
- 市税総務課長 中村哲夫
- 市税総務課副課長 山崎正
- 市税総務課税制係長 鈴木琢己
- 市税総務課税制係主査 松川武明
- 評価庁（9）
- 理事・総務部長（固定資産評価員） 齋藤武志
- 総務部副部長 福井康文
- 資産税課長 筒井孝博
- 資産税課副課長 武井和人
- 資産税課担当監 安藤真二
- 資産税課賦課係長 本多翔悟
- 資産税課土地評価係長 寺田文武
- 資産税課土地評価係長 吉越大蔵
- 資産税課家屋評価係長 山崎顕
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事録

中村書記 (市税総務課長)	<p>皆様おはようございます。市税総務課長の中村でございます。</p> <p>本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回小田原市固定資産評価審査委員会を開催いたします。恐れ入りますが、着座にて進めさせて頂きます。この会議は公開となっております。</p> <p>なお、本日の傍聴人でございますが、一人もいない状態です。</p> <p>まず初めに、この10月に委員の変更があり、村松委員が新たに委員に選任されましたので、恐れ入りますが、名簿順に小柴委員、田中委員、村松委員の順で自己紹介をお願いいたします。</p> <p>『各委員から自己紹介』</p> <p>次に、次第の順序が前後する形となります。次第3 「書記及び評価庁職員の紹介」に議事を進めさせていただき、総務部長及び総務部副部長の紹介をさせていただければと思います。なお、事務局及び資産税課職員につきましては、後ほど紹介させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、資料1をご覧ください。</p> <p>本日は、地方税法第404条の規定に基づき市町村に設置する固定資産評価員でございます齋藤理事・総務部長と福井総務部副部長に出席いただいております。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、齋藤理事、福井副部長の順で自己紹介をお願いいたします。</p> <p>『齋藤理事及び福井副部長から自己紹介』</p> <p>申し訳ございませんが、齋藤理事及び福井副部長につきましては、他の公務の都合によりここで退席させていただきます。</p>
------------------	--

	《齋藤理事及び福井副部長 退室》
中村書記 (市税総務課長)	<p>それでは会を進めて参ります。前後して申し訳ございませんが、ここで、お配りした資料の確認させていただきます。</p> <p>1枚目が次第でございます。</p> <p>2枚目が座席表でございます。</p> <p>それから、資料が1から2の2枚ございまして、次第にも記載しておりますとおり、資料1が「委員会及び書記、評価庁職員の名簿」、資料2が「固定資産課税台帳の縦覧状況等について」でございます。</p> <p>最後に、「小田原市固定資産評価審査委員会委員長の任期に係る申合せ事項」でございます。</p> <p>過不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、「小田原市固定資産評価審査委員会委員長の任期に係る申合せ事項」をご覧ください。本委員会の行う審査及び議事の進行につきましては、本委員会規程第3条の規定により、委員長がその進行を図ることになっておりますが、小田原市固定資産評価審査委員会委員長の任期に係る申合せ事項の1におきまして、「委員長の任期は、当該年度最初の委員会において選出された時から、翌年度の最初の委員会が開催される日の開会時刻までとする。」と規定されておりすることから、現在、委員長は不在の状態でございます。</p> <p>よって、まず、委員長の選出が必要になりますが、選出後、次第3 「書記及び評価庁職員の紹介」までは、私が議事進行を務めさせていただきたいと存じます。ご異議はございませんでしょうか。</p>
(各委員)	(異議なし)

中村書記 (市税総務課長)	<p>それでは、次第1 「小田原市固定資産評価審査委員会委員長の選出について」でございます。</p> <p>委員長の選出につきましては、本来であれば、小田原市固定資産評価審査委員会条例第3条第2項の規定に基づいて、委員のうちから委員長を選挙していただくところでございますが、これまで慣例として、選挙という方法を採らず、委員の皆様にご協議をいただき、選出されております。今回の選出につきましても、同様の取扱いとすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(各委員) (異議なし)</p>
中村書記 (市税総務課長)	<p>それでは、ご協議いただく前に、確認の意味も含めまして、委員長の職務及び権限についてご説明いたします。</p> <p>委員長の職務及び権限につきましては、昭和26年の地方財政委員会事務局長通達「固定資産評価審査委員会条例(例)の運用について」において、委員会が行う審査及び議事並びに表決等に当たって、他の委員に優越する実態的権限を有するものでなく、書記の任免及び指揮監督、委員会の招集など、委員会に属する庶務的事項に関する権限及び法律に定めのない審査及び議事に関する軽微な手続き上の権限にとどまる旨の指針が示されております。</p> <p>また、次第2 「小田原市固定資産評価審査委員会委員長職務代理者の指定について」でございますが、委員長職務代理者の職につきましても、小田原市固定資産評価審査委員会条例第3条第3項の規定により、委員会であらかじめ指定することとなっておりますので、こちらにつきましても、併せてご協議をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、ここで暫時休憩とし、再開後に委員長の選出及び職務代理者の指定について、ご報告をいただきたいと存じます。</p>

	(暫時休憩)
中村書記 (市税総務課長)	それでは、小田原市固定資産評価審査委員会を再開いたします。委員長の選出及び委員長職務代理者の指定に関する協議の結果をご報告いただきたいと存じますが、委員を代表して、村松委員からご報告をいただけますでしょうか。
村松委員	委員長の選出及び委員長職務代理者の指定について、委員で協議した結果、小柴委員を委員長に選出するとともに、田中委員を委員長職務代理者に指定することといたしました。
中村書記 (市税総務課長)	ありがとうございました。小柴委員を委員長に選出し、田中委員を委員長職務代理者に指定することとなりました。どうぞよろしくお願ひいたします。
中村書記 (市税総務課長)	それでは、ここで暫時休憩とし、再開後に次第3 「書記及び評価庁職員の紹介」に議事を進めさせていただきたいと存じます。
	(暫時休憩) (資産税課職員 入室)
中村書記 (市税総務課長)	それでは、小田原市固定資産評価審査委員会を再開いたします。次第3 「書記及び評価庁職員の紹介」でございますが、恐れ入りますが、資料1をご覧ください。 まず、書記につきましては、市税総務課長が笠間から中村に、市税総務課副課長が中村から山崎に変更になりました。 また、税制係長が、柏木から鈴木に変更となっております。 なお、一番下の段、税制係主査の松川につきましては、昨年度と変更はございません。

	<p>今年度は、このメンバーで当委員会の書記として事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、評価庁職員の紹介に移ります。</p> <p>本日は、地方税法第 404 条の規定に基づき市町村に設置する固定資産評価員として、先ほどご紹介した齋藤理事以下の評価庁である資産税課職員に出席をお願いしております。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、筒井資産税課長から順に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>『筒井資産税課長から資産税課各係長まで自己紹介』</p>
中村書記 (市税総務課長)	<p>それでは、議事を進めたいと存じますが、次第 4 「報告事項」以降につきましては、小柴委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。小柴委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
小柴委員長	<p>それでは、議事進行につきましてご協力ををお願いいたします。</p> <p>次第 4 報告事項(1) 「令和 7 年度固定資産課税台帳の縦覧状況等について」を評価庁から報告をお願いいたします。</p>
評価庁職員 (筒井資産税課長)	<p>それでは、報告事項 4 の (1) 「令和 7 年度固定資産課税台帳の縦覧状況等について」ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料 2 「縦覧・閲覧の実施状況について」をご覧ください。</p> <p>こちらの資料につきましては、今年度から報告に必要な情報を精査し、簡素化しておりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。</p> <p>今年度の縦覧・閲覧期間は、令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日までの 42 日間でございました。</p> <p>今年度の縦覧と閲覧の合計人数は 1,055 人、1 日当りは 25.1 人で、昨年度と比較すると総数で 195 人、1 日当りで 4.7 人の減と</p>

なり、総数では約 16% 減少しています。なお、合計人数の内訳は、縦覧が 12 人、閲覧が 1,043 人でございます。

ここで、「縦覧」と「閲覧」の違いについてご説明いたします。

「縦覧」は、縦覧台帳をご覧になられた方の人数でございます。

この縦覧台帳には、所有者の個人情報に関する記載はなく、土地の場合は地番・地積・地目、家屋の場合は床面積や構造といった情報と評価額のみが登載されており、縦覧台帳をご覧いただくとご自身が所有されている資産以外の評価額等もご確認いただけるため、縦覧の人数は、このような情報を確認された方の人数と捉えていただいて差し支えないかと思います。

なお、この縦覧台帳については、一昨年度から紙媒体での作成を廃止し、デジタル化することによって、パソコンでの縦覧に変更しました。

一方の「閲覧」は、所有者ご本人や同居の親族、または所有者から委任を受けた方が、固定資産の詳細を確認するために、ご所有の資産の一覧表である名寄帳をご請求いただいた人数です。

この名寄帳には、縦覧台帳に記載されている情報のほか、所有者の氏名や住所といった個人情報・課税標準額・税相当額・納付額等が記載されているため、ご自身が所有される資産のみのご確認となります。全体の割合では、約 99% を占めており、ほとんどの方が名寄帳をご請求いただいていることがわかります。

最後に、人数の推移について、それぞれの合計欄をご確認いただきますと、基準年度であった令和 3 年度、令和 6 年度は人数が多く、基準年度については皆様方の関心がより高いことがうかがえます。令和 7 年度は基準年度であった令和 6 年度を下回っており、次の基準年度までは横ばいで推移していくものと考えられます。

以上で、「令和 7 年度固定資産課税台帳の縦覧状況等について」の報告を終わります。

小柴委員長	ありがとうございました。 ただいまの、評価庁からの説明について、委員の皆様からご質問はございますか。
(各委員)	(質疑なし)
小柴委員長	他に何かございますか。よろしければ、報告事項(1)は終了させていただきます。 評価庁の皆さんには、ここでご退席いただきたいと存じます。 お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございました。
	(資産税課職員 退室)
小柴委員長	それでは、次に進めさせていただきます。次第5 「その他」について事務局から何かございますか。
中村書記 (市税総務課長)	本日の会議開催に向けて事前にお知らせしたとおり、今年度につきましては、納税通知書の交付を受けた日から3月経過する日の令和7年8月12日が審査申出の期限でしたが、この期間内に審査申出はありませんでしたので、ご報告させていただきます。 なお、次回の小田原市固定資産評価審査委員会の開催についてですが、審査申出書が提出された場合など、必要が生じた場合に、委員の皆様に事前にご連絡を差し上げたいと考えております。
小柴委員長 (各委員)	今回の開催と同様となりますが、委員の皆様いかがでしょうか。 (了承)

小柴委員長	<p>これで、本日の議事は終了となります、その他、委員の皆様から何かござりますか。</p> <p>無いようであれば、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。</p>
-------	---